

令和5年度新宿区廃棄物管理責任者講習会

廃棄物管理責任者の 役割を果たすために

一般財団法人 日本環境衛生センター
技術審議役 村岡 良介
環境カウンセラー

講師紹介



村岡 良介（むらおか りょうすけ）
 一般財団法人 日本環境衛生センター
 サステナブル社会推進部 技術審議役
 ・環境カウンセラー（事業者部門・市民部門）
 ・3R・低炭素社会検定運営委員

1980年 早稲田大学卒業、財団法人日本環境衛生センター入所

【業務歴】

- ・廃棄物処理に関する各種調査研究、計画策定業務、研修事業の企画・教材作成、広報企画、編集・出版業務に従事
- ・直近15年余り、地方自治体や企業・団体等の依頼講演活動に注力
 （テーマ例：廃棄物処理法制度、3R推進、循環経済、脱炭素、環境経営）
- ・『廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン』草稿
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染性廃棄物等に関する検討WG
- ・地方自治体の産業廃棄物相談員、3R推進アドバイザー、プラスチック資源循環アドバイザー、産業廃棄物再生技術アドバイザーを受任

【編著歴】

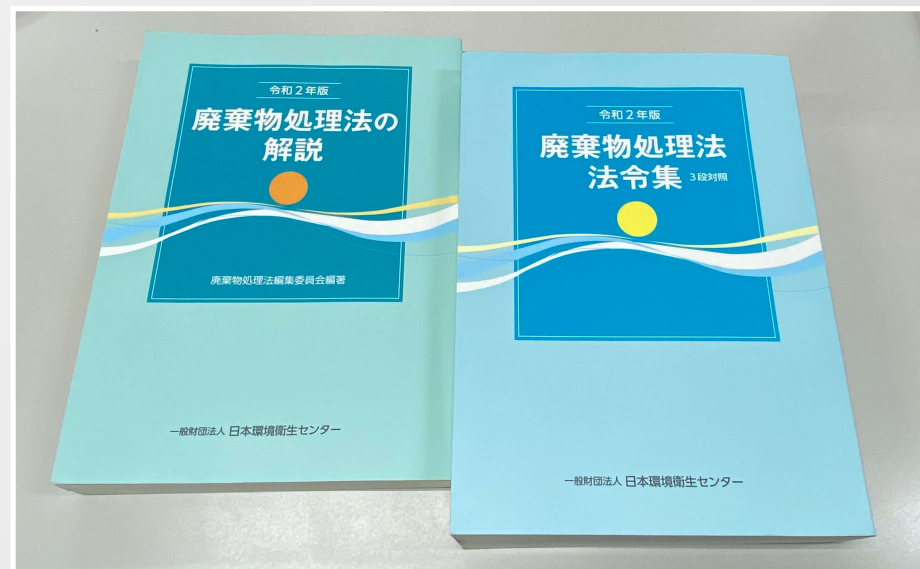
- ・『廃棄物処理法の解説』、『生活と環境』の編集に従事
- ・共著書には『ごみなんでも事典』、『ごみ収集の理論と実践』、『3R・低炭素社会検定公式テキスト』など、環境専門誌・学会誌寄稿多数

講義内容

- I 廃棄物の定義について
- II 専ら再生利用の目的となる
廃棄物について
- III 資源循環型社会形成について
- IV 不法投棄の問題と
排出事業者責任について
- V 理解度確認テスト

*Let's
Try!*

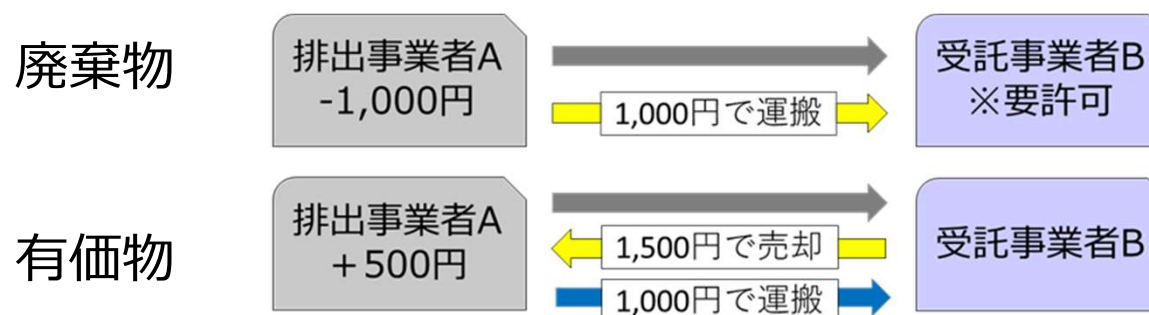
I 廃棄物の定義について



01: 廃棄物の定義

- 「『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。」(法第2条第1項)
- 「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの」
(令和3年4月14日環循規発第2104141号)

廃棄物は不要なので、ぞんざいに扱われ、環境保全上の支障を生じる可能性があるため、**法による適切な管理下に置く必要がある。**



02: 廃棄物の該当性 (総合判断説)

- 「廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」

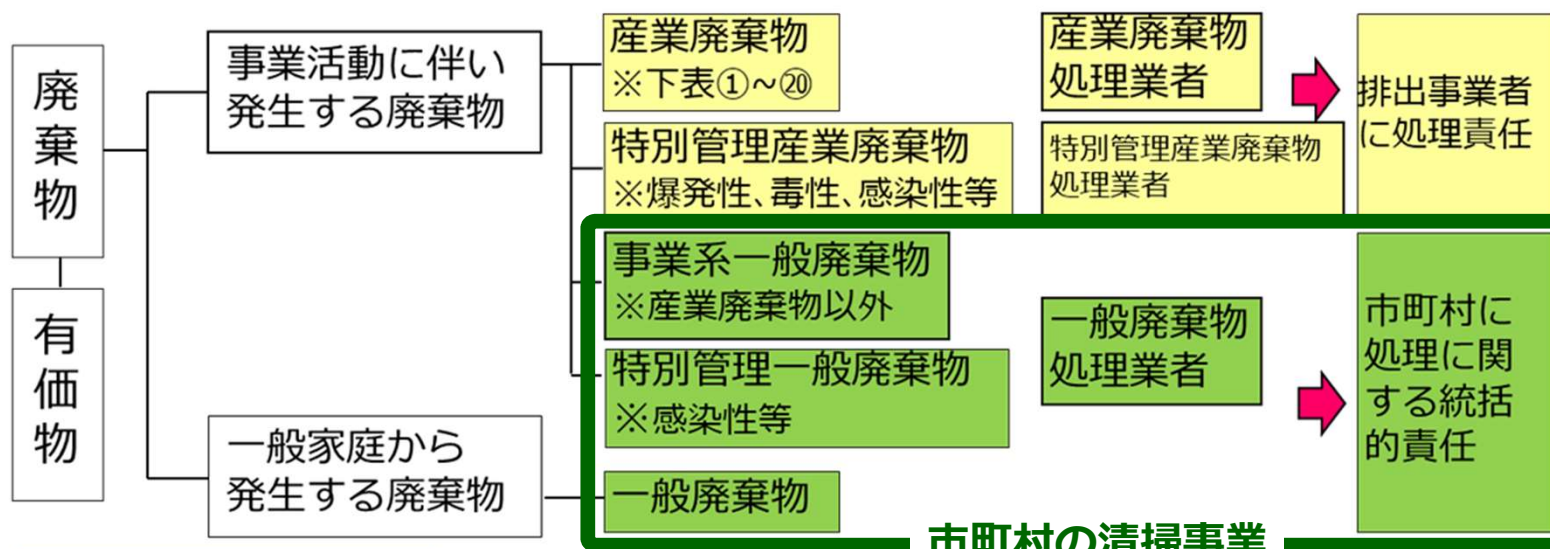
(令和3年4月14日環境規発第2104141号)

- ①物の性状 : 利用用途に応じた品質。環境保全に支障が無い。
- ②排出の状況 : 需要と計画的な排出。適切な保管・品質管理。
- ③通常の実扱形態 : 利用の継続性。市場が成立。処分事例が無い。
- ④取引価値の有無 : 有償譲渡。客観的に見て取引に経済的合理性。
- ⑤占有者の意思 : 利用・有償譲渡の意思。放置・処分意思が無い。

廃棄物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たない。このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものは各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案し、**有価物と認められない限りは廃棄物として扱う。**

03: 廃棄物の区分

■ 一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物

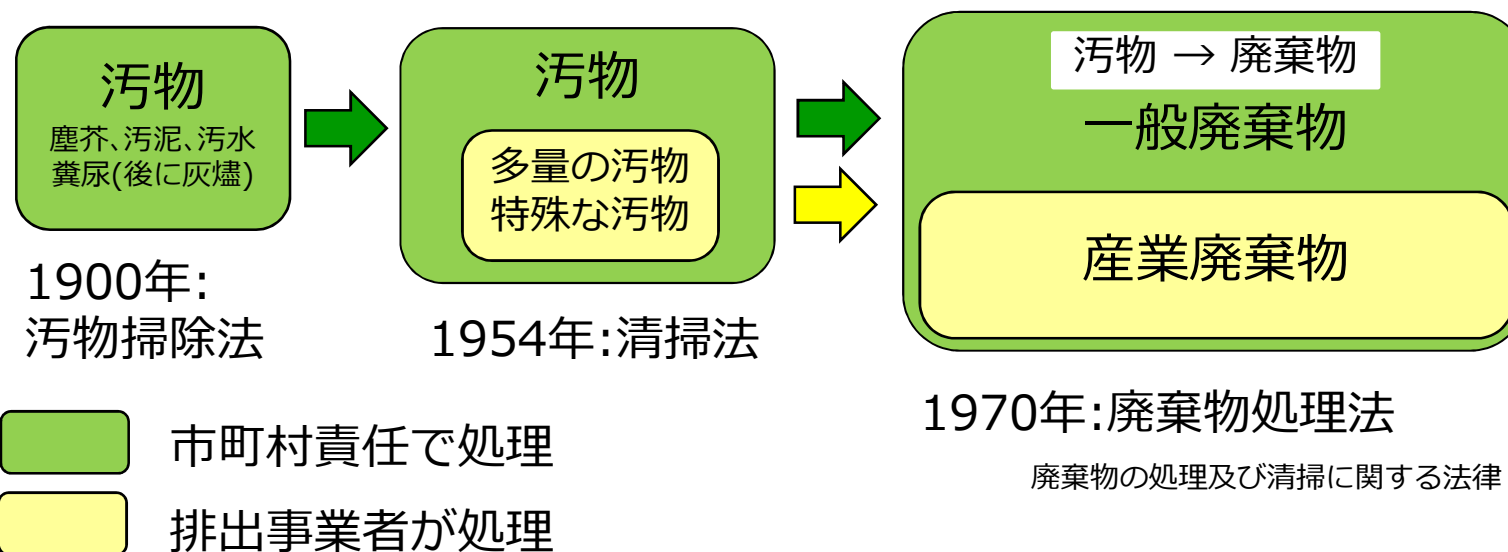


産業廃棄物 (20種類)

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類
- ⑫ばいじん ※貨物の流通のために使用した木製パレット (木くず)
- ⑬紙くず(建設業、パルプ・紙製造業、新聞業等) ⑭木くず(建設業、木材・木製品製業等)
- ⑮繊維くず(建設業、繊維工業等) ⑯動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業等)
- ⑰動物系固形不要物(と畜場等) ⑱動物のふん尿(畜産農業) ⑲動物の死体(畜産農業)
- ⑳①～⑲を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

※太字の産業廃棄物は、特定の事業活動から発生するものに限定

04: 廃棄物の区分の成り立ち



- 事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から**市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いもの**」について、**個々に産業廃棄物へ振り分ける。**

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会:今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について、平成14年)

05: 廃棄物の区分の変更例

- 廃棄物処理法の一部改正により、平成20年4月1日から、産業廃棄物である「木くず」の範囲が拡大され、物品賃貸業に係る木くずや、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずが追加された。

①物品賃貸業に係る木くず：日本標準産業分類による「中分類88」に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くず。具体的には、**リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず**が該当する。

②貨物の流通のために使用したパレット：業種による限定が設けられていないため、排出事業者の**業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物**に該当する。パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くずを含む。



06: 廃棄物の区分と運用上の取扱

- 市町村長は、その区域内において**事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。**（法第6条の2第5項）
- 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める**産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。**（法第11条第2項）
- 市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、**災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有している。**

（「ごみ処理基本計画策定指針」 環境省）

Ⅱ 専ら再生利用の目的となる 廃棄物について

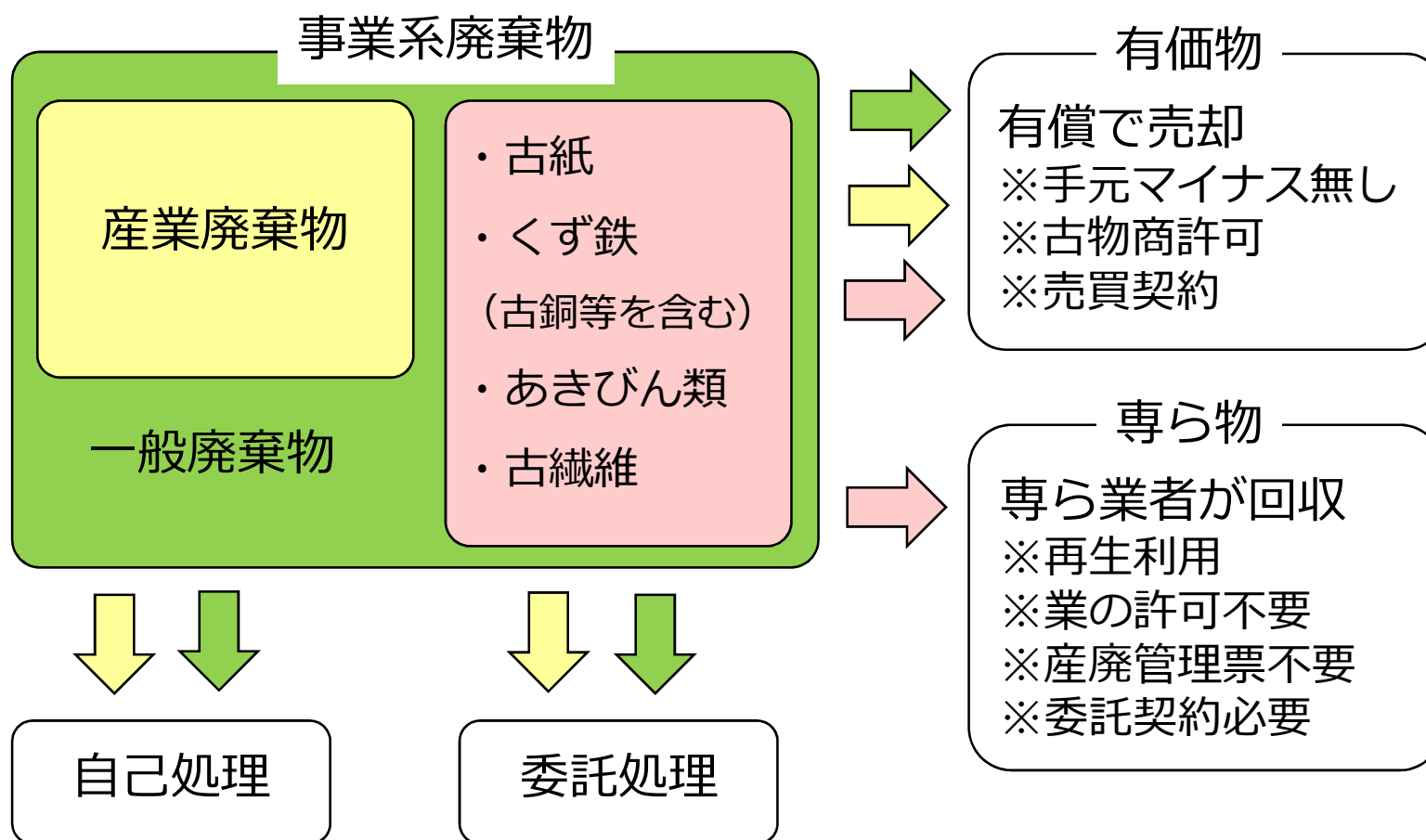


07: 専ら物とは

- 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の**許可を受けなければならない**。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、**専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**その他環境省令で定める者については、この限りでない。（法第 14 条第 1 項）
- 産業廃棄物の処理業者であっても、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、**古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。**
 （昭和46年10月16日環整第43号）

08: 専ら物とは

■ 事業系廃棄物と有価物、専ら物の概念図



09: 専ら物の取扱

令和5年2月3日

環循適・環循規発第2302031号

- 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集運搬・処分を業として行う者は、**廃棄物処理業の許可は要しない。**

(法第7条第1項ただし書及び第6項ただし書)
(法第14条第1項ただし書及び第6項ただし書)

- 事業者が一般廃棄物又は産業廃棄物の**処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できる。**

(法第6条の2第6項及び第12条第5項)

産業廃棄物管理票の交付を要しない。

(法第12条の3第1項)

10: 専ら物の取扱

令和5年2月3日

環循適・環循規発第2302031号

- 専ら再生利用の目的となる廃棄物**以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者も、専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。**ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、**再生利用されないと認められる場合には許可が必要。**

- 専ら物は、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維に限定される。
- 専ら物は、有価物ではない。廃棄物の処理を業として行う場合には許可が必要であり、専ら物のみの処理を業として行う場合には、廃棄物の処理であっても例外的に許可が不要となる。
- 専ら物以外の廃棄物の処分業者であっても、専ら物の処分等については廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要になる。

Ⅲ 資源循環型社会形成について



11: 循環型社会形成推進への取組

循環型社会形成推進基本法

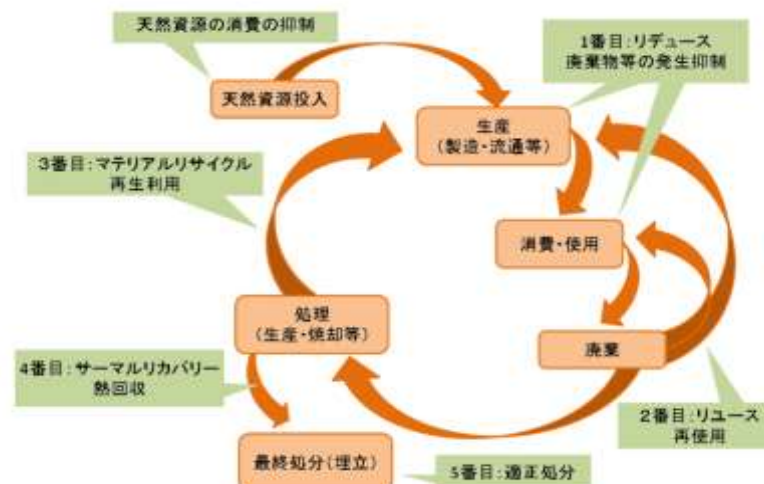
■「大量生産・大量消費・大量廃棄」型経済社会の課題

- ・ 廃棄物の排出量が高水準で推移
- ・ 廃棄物処理施設の立地困難
- ・ 不法投棄の増加



■「循環型社会」の形成

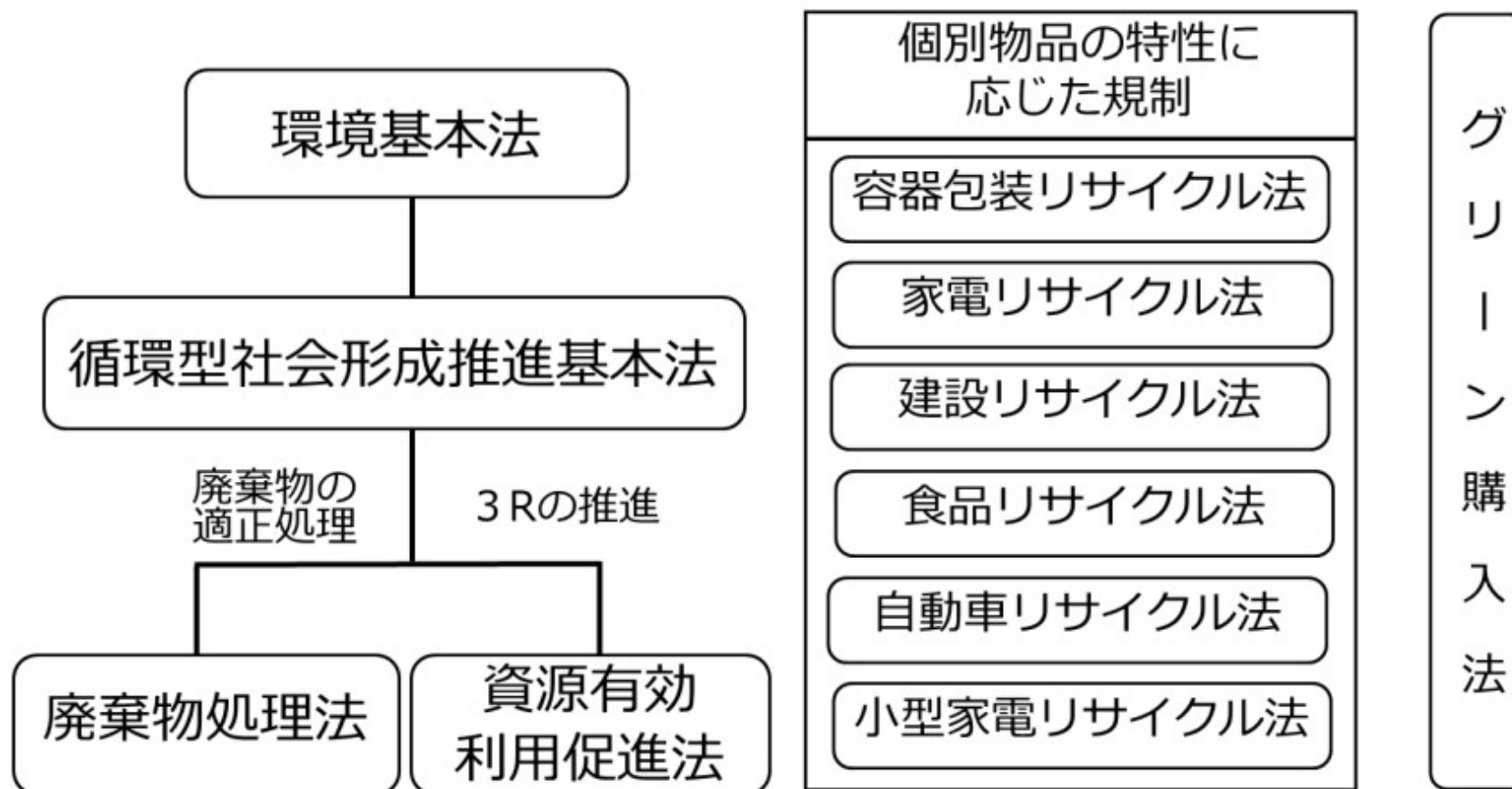
製品等が廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合には適正に循環的利用が促進され、循環的利用がされない循環資源は、適正処分が確保されることにより、天然資源の消費抑制と環境負荷が低減される社会



循環型社会のイメージ

出典：2014年版環境白書

12:循環型社会に向けた法体系



13: プラスチック資源循環促進法の概要

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまなく回収・リサイクル

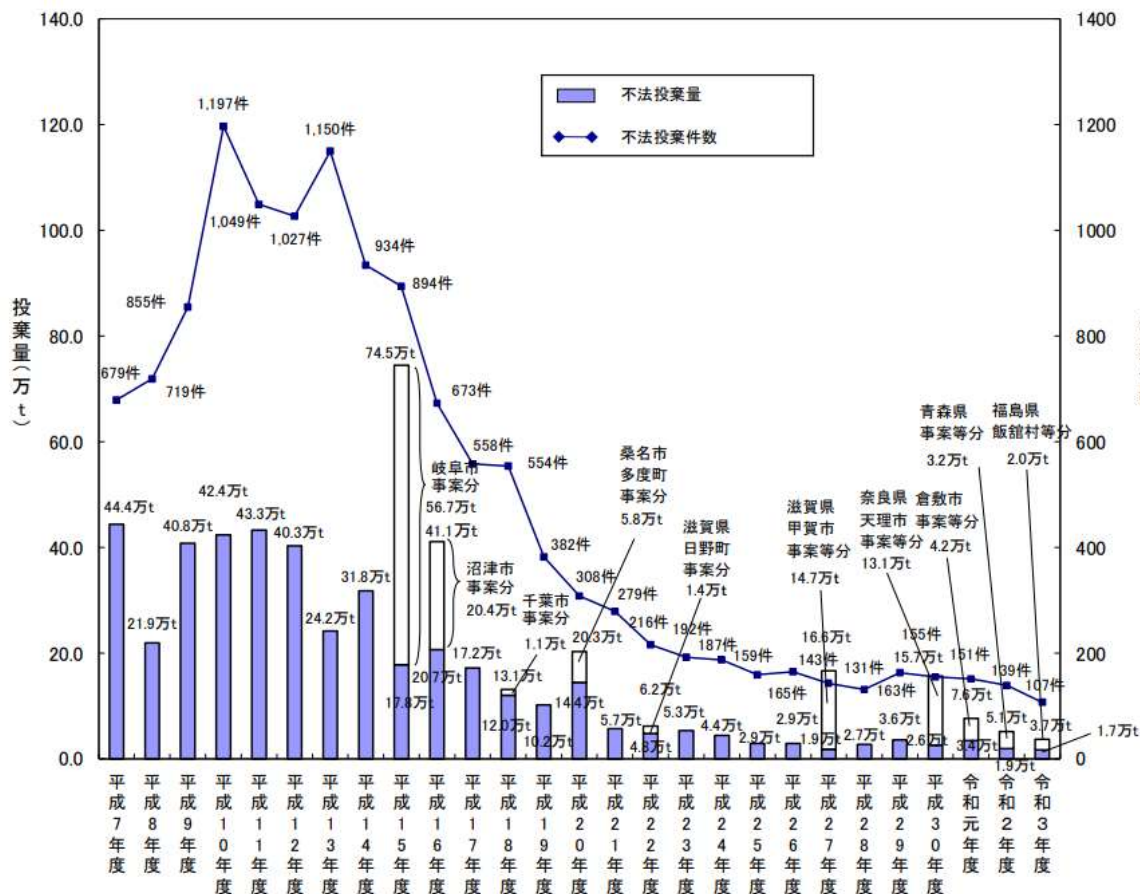
あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

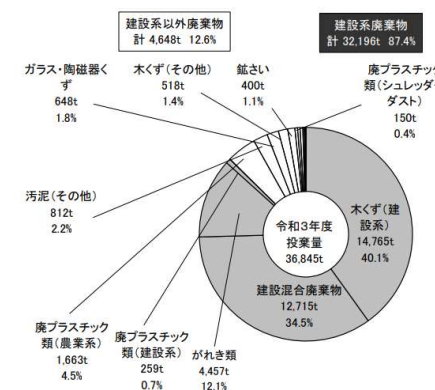
IV 不法投棄の問題と 排出事業者責任について



14: 全国の産業廃棄物不法投棄発覚状況の推移 (2023.1.17 環境省発表)



警視庁環境犯罪サイトより



出典：産業廃棄物不法投棄等の状況（令和3年度）の調査結果資料、環境省(2023)

15: 事業者の責務

■ 廃棄物処理法に規定される事業者の責務

- ①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。(法第3条第1項)
- ②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の**再生利用等を行うことによりその減量に努める**とともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その**製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない**。(法第3条第2項)
- ③事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し**国及び地方公共団体の施策に協力**しなければならない。(法第3条第3項)

16: 事業者の処理

■ 産業廃棄物の排出事業者責任

- ①事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。
(法第11条)
- ②事業者が自ら処理する場合 (法第12条(産廃)、法第12条の2(特管))
 - ・ **処理基準**の遵守
 - ・ 産業廃棄物が運搬されるまでの間、**保管基準**の遵守
 - ・ 事業外で産業廃棄物を保管する場合の届出
- ③事業者が処理を委託する場合
(法第12条第5項(産廃)、法第12条の2第5項(特管))
 - ・ **委託基準**の遵守
 - ・ 委託廃棄物が業の許可範囲に含まれる業者への委託
 - ・ 収集運搬業者、処分業者それぞれとの直接・書面契約
 - ・ **委託契約書**の保存 (契約終了後5年間)
 - ・ 特別管理産業廃棄物に係る情報の文書での事前通知
 - ・ **産業廃棄物管理票**の交付、確認、5年間保存、年次報告
(法第12条の3、法第12条の5)

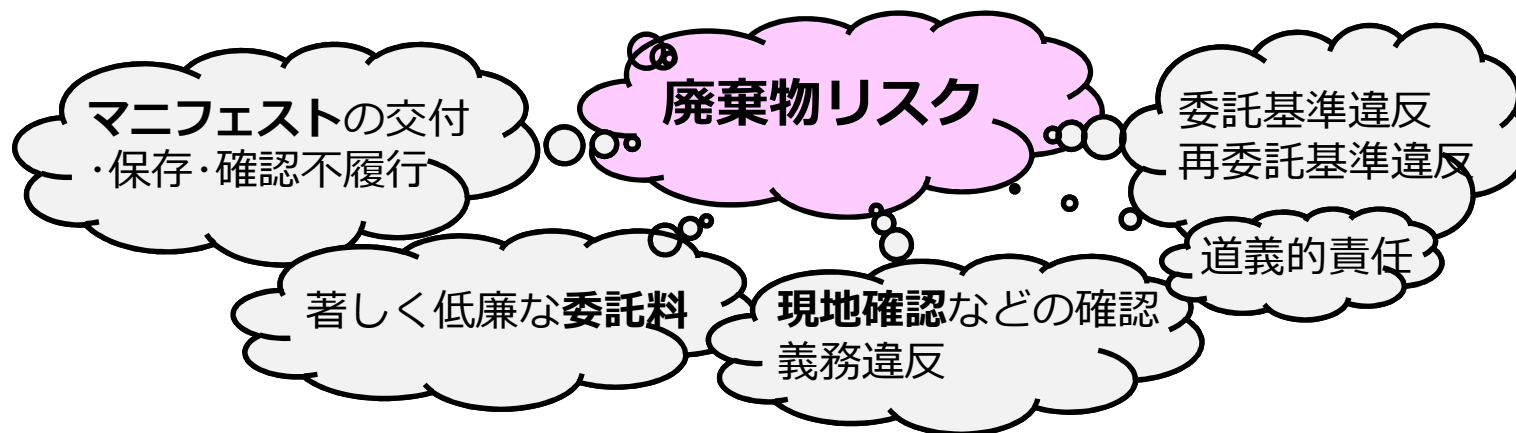
17: 事業者の処理

■ 産業廃棄物の排出事業者責任（続き）

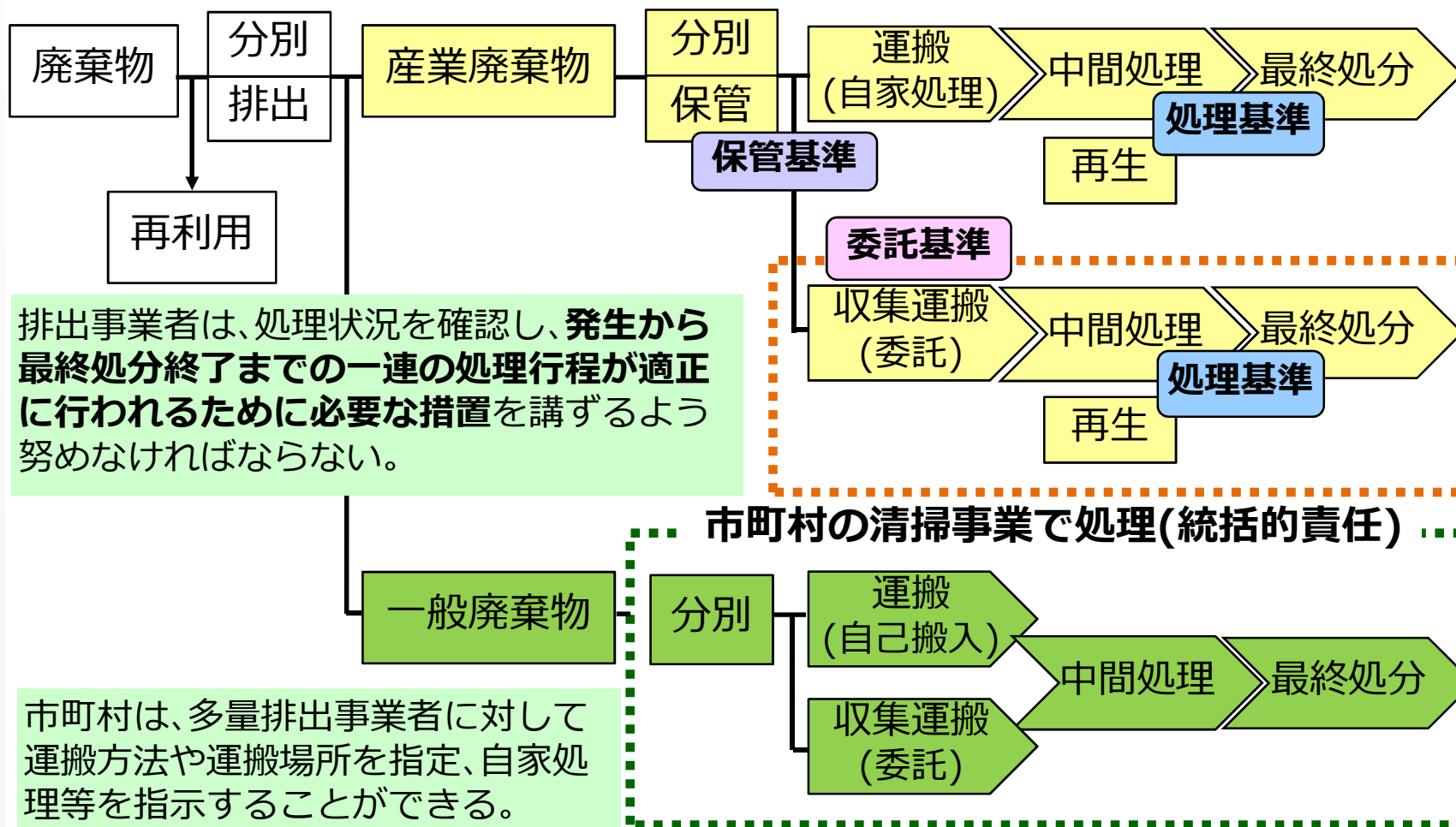
- ④ 委託廃棄物の**処理の状況に関する確認**と、処理が適正に行われるために必要な措置の実施努力（法第12条第7項）
- ⑤ 発生から最終処分に至るまでの**一連の行程における処理**が適正に行われるために必要な措置を講ずる**注意義務**

⇒ 委託基準や管理票に係る義務違反が無くても一定の要件の下に排出事業者を**措置命令**の対象とする。

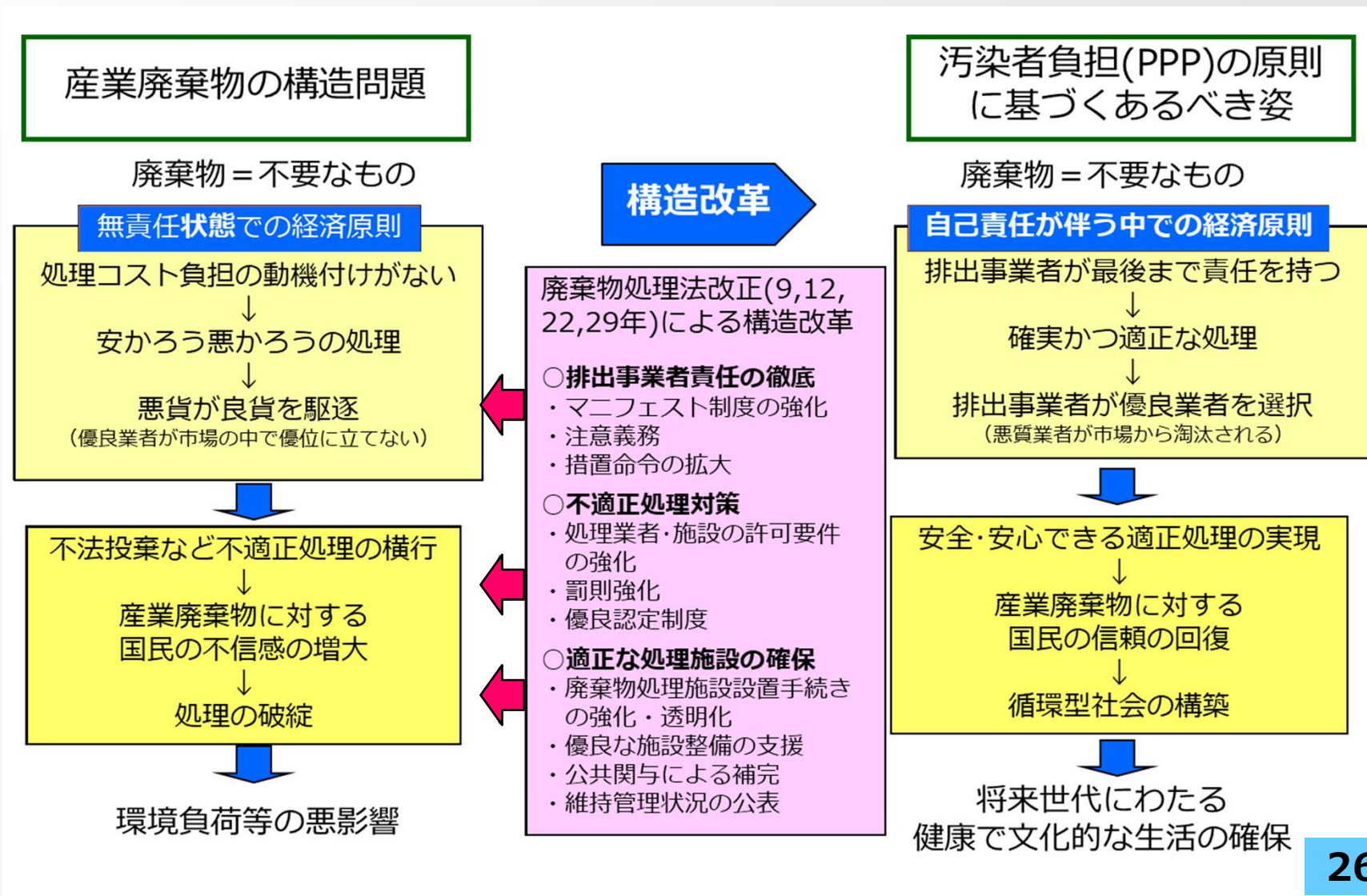
（平成30年3月30日環循規発「行政処分の指針について」）



18: 事業系廃棄物の適正処理の仕組み



19: 産業廃棄物処理の構造改革



20: 事業者の処理と罰則

■ 廃棄物処理法に規定される罰則一覧

違反項目 [排出事業者に係る主なもの]	罰則	措置命令
	懲役、罰金	
廃棄物の不法投棄、不法焼却	【法第25条】 5年以下 若しくは1000万円以下 又はこの併科	適用
無許可業者への委託禁止違反		適用
措置命令違反(措置命令に従わない)		
廃棄物の処理・保管基準に係る改善命令違反	【法第26条】 3年以下若しくは300万円以下 又はこの併科	適用
委託基準違反		適用
マニフェスト不交付、 未記載、虚偽記載	【法第27条の2】 1年以下 若しくは100万円以下	適用
マニフェスト未受領時等の 適正措置義務違反		適用
マニフェスト保存義務違反		適用
帳簿記載、保存義務違反	【法第30条】 30万円以下	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反		
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害		

21: 違反事例に学ぶ その1

■ 産業廃棄物の不法投棄事案で措置命令発出

2002年より産業廃棄物が適正に処理することなく放置されたため、約54,000m³が堆積し、そのままでは崩落の危険性や有毒ガスの発生等周辺環境への影響が懸念されたため、行政代執行が行われた。

市は産業廃棄物の排出事業者延べ289社に対して、自主撤去又は撤去費用の負担を企業の社会的責任の履行として求めた。

- ① 自主撤去に応じた排出事業者 64社 約10,400m³
- ② 撤去費用の負担に応じた排出事業者 45社 約850万円

任意での協力に応じない排出事業者に対しては、措置命令が発出され、社名の公表、納入命令、強制徴収が行われた。



- 産業廃棄物処理委託契約書に係る規制違反
 - ・ 作成義務違反・法定記載事項記載義務違反
 - ・ 保存義務違反
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る規制違反
 - ・ 法定記載事項記載義務違反
 - ・ 保存義務違反・措置義務違反

22: 違反事例に学ぶ その2

■ 産業廃棄物を清掃工場に搬入し不法投棄

A清掃工場に産業廃棄物およそ1.5トンを不法投棄しようとしたとして、一般廃棄物処理業の社長が逮捕された。

また、同社に処理を委託した化粧品販売会社などの社員4人も書類送検された。

廃棄物処理法16条は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」として、廃棄物の不法投棄を禁止している。

「何人も」は、主体を限定しない趣旨であり、1回でも適用されると解される。「みだりに」は、社会通念上許容されないことを意味し、「廃棄物」は、総合判断説で、「捨てる」は、最終的・自然還元説、管理放棄説、占有放棄説等諸説あるが、「廃棄物処理がより期待できない状況に置かれることによって周辺環境に影響が生ずること」とも解される。

本件の場合、管理法規説が適用された例と考えられる。



2017年12月毎日放送

23: 不適正処理に巻き込まれないために

■ 優良処理業者を選定する。

廃棄物の処理を委託する処理業者は、自らの責任で適正に処理できるかどうかを確認し、優良処理業者を選定する。

■ 委託契約は定期的に見直す(業者任せにしない)。

廃棄物処理委託契約は、自らの責任で適正に締結し、契約の内容(記載漏れが無い)、実務が現在の状況に相応しいか、馴れ合いになっていないか等を確認する。

■ 現地確認を行う。

現地に行って処理施設や最終処分場の状況を確認し、廃棄物の搬入状況、施設の整備状況、処理状況等を確認する。現地確認は、委託契約の締結前(業者選定)と締結後(履行状況)に行うと良い。

V 理解度確認テスト



理解度確認テスト

お疲れさまでした。最後に、次の10問に答えてみましょう。理解度を確認します。

いずれも正しい（○）か誤り（×）で答えてください。

Q1. 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものである。

Q2. 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

Q3. 産業廃棄物に該当しない廃棄物は、一般廃棄物に区分される。

理解度確認テスト（つづき）

Q4．専ら再生利用を目的として回収される使用済みのペットボトルは、専ら物として取り扱うことができる。

Q5．専ら再生利用の目的となる廃棄物は、有価物であるため、その収集運搬・処分を業として行う者は、廃棄物処理業の許可は要しない。

Q6．専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても、専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等について、確実に再生利用されると認められる限り、廃棄物処理業の許可は要しない。

Q7．循環型社会は、製品等が廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合には適正に循環的利用が促進されれば実現できる。

理解度確認テスト（つづき）

Q8. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理しなければならない。

Q9. 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

Q10. 委託業者による廃棄物の不適正処理に巻き込まれないためには、自らの責任で適正処理を遂行できる業者を選定し、契約の内容と履行状況の確認、現地確認を行うことが有効である。

理解度確認テスト（正解と解説）

Q1．正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド1)

Q2．正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド2)

Q3．正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド3)

Q4．正解：×

解説：専ら物は、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維に限定される。(スライド7～10)

Q5．正解：×

解説：専ら物は廃棄物であり、有価物ではない。
(スライド7～10)

理解度確認テスト（正解と解説・つづき）

Q6．正解：○

解説：設問文章のとおり。（スライド10）

Q7．正解：×

解説：循環的利用がされない循環資源の適正処分が確保されることにより、天然資源の消費抑制と環境負荷が低減されて実現する。（スライド11）

Q8．正解：×

解説：事業者の責務であり、「自らの責任において適正に処理」しなければならない。産業廃棄物は、「自ら処理」しなければならない。（スライド15～16）

Q9．正解：○

解説：設問文章のとおり。（スライド17）

理解度確認テスト（正解と解説・つづき）

Q10. 正解：○

解説：設問文章のとおり。(スライド28)



よりよい環境づくりは、
一人一人の
工夫と努力から。



www.jesc.or.jp

一般財団法人 日本環境衛生センター